







十四 初期利子

を發行時において取得する者が非居住者又は外国法人であるが、非居住者又は外国法人に  
る場合には、前記(一)の算式に  
より算出した金額に当該非居  
住者又は外国法人が適用を受  
ける所得税の税率を乗じた金  
額)を控除することができる。  
平成二十五年九月二十日を支  
払期とし、次の算式により算  
した金額を支払う。ただし、支  
払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。  
$$\text{額面金額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を、支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十五年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成二十五年五月十六日

十九 払込参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十五年五月十六日